

岩手県告示第379号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、岩手県保健医療計画の一部を変更したので、その内容を次のとおり公示する。

なお、変更後の岩手県保健医療計画は、岩手県保健福祉部医療政策室及び各保健所に備えておいて縦覧に供する。

平成28年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

次のとおり地域医療構想に関する事項を定めたこと。

- 1 地域医療構想策定の趣旨
- 2 地域医療構想の性格
- 3 構想区域の設定
 - (1) 構想区域の設定に関する基本的考え方
 - (2) 構想区域の設定に関して考慮すべき本県の事情
 - (3) 構想区域の設定
- 4 平成37年における医療需要及び必要病床数の推計
 - (1) 医療需要及び必要病床数の推計方法の概要
 - (2) 慢性期における入院受療率の地域差の解消目標
 - (3) 構想区域における入院患者の流入流出の見込み
 - (4) 構想区域ごとの必要病床数
- 5 必要病床数と病床機能報告による病床数との比較
 - (1) 病床機能報告の性質
 - (2) 本県における病床機能報告の概況
 - (3) 必要病床数と病床機能報告による病床数を比較する際の留意点
 - (4) 構想区域ごとの状況
- 6 地域医療構想を実現するための取組
 - (1) 地域医療構想の実現に向けた課題
 - (2) 取組の基本方向
 - (3) 取組の内容
- 7 地域医療構想の見直し